

体制届添付書類一覧表

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

11 訪問介護／A2 【総合事業】訪問型サービス

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
施設等の区分	3 通院等乗降介助		運輸局の許可証の写し	☐
			運営規程(指定訪問介護の内容として、当該サービスの実施が明示されていること)	☐
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	—
割引	2 あり	別紙5	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	☐
		別紙37	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について	☐
定期巡回・随時対応サービスに関する状況	2 定期巡回の指定を受けている	別紙8	定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)	☐
	3 定期巡回の整備計画がある		別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制を示す資料	☐
高齢者虐待防止推進実施の有無	1 減算型 2 基準型(新規)		添付書類なし	—
	1 減算型 から 2 基準型 への変更		虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置状況が分かる書類 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の実施状況 実施のための担当者	☐ ☐ ☐ ☐
特定事業所加算(V以外)	2 加算 I	別紙9	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)	☐
			別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	
			【体制要件】	
			1. 訪問介護員・サービス提供責任者の研修計画	☐
			2. 技術指導を行う会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	☐
			3. サービス提供責任者と訪問介護員等の情報伝達及び報告の体制を確認できる資料	☐
			4. 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	☐
			5. 利用者に対し交付した緊急時等における対応方法を記載した文書	☐
			【人材要件】	
			1. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)(届出日が属する月の前月実績)	☐
			2. 資格証・修了証(介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修課程、1級課程、看護師)	☐
			3. サービス提供責任者経歴書(参考様式2)	☐
			4. 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士等の占める割合が確認できる資料(前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3か月の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出)	☐
			【重度要介護者等対応要件】「1及び2」又は「3」のいずれかを選択	
			1. 前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3か月の利用者のうち、要介護4及び5、認知症日常生活自立度Ⅲ以上、たんの吸引等の必要な利用者の占める割合が確認できる資料	☐
			2. たんの吸引等が必要な者を計上する場合は、登録喀痰吸引等事業者(登録特定事業者)であることを証明する書類(県の登録通知等)の写し	☐
			※1及び2を要件とする場合、別紙9-3 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))を提出すること。	☐
			3. 看取り期の利用者の対応実績が確認できる資料	☐
			【体制要件】 ※【重度要介護者等対応要件】 3を選択した場合のみ必要	
			6. 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制が確認できる書類	☐
			7. 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていることが確認できる書類	☐
			8. 看取りに関する対応方針について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しの実施が行われていることが確認できる書類	☐
			9. 看取りに関する職員研修の実施が確認できる書類	☐

100

令和6年6月改正版
盛岡市介護保険課

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
特定事業所加算(Ⅴ以外)	3 加算Ⅱ	別紙9	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)	☐
			別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	
			〔体制要件〕	
			1. 訪問介護員・サービス提供責任者の研修計画	☐
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	☐
			3. サービス提供責任者と訪問介護員等の情報伝達及び報告の体制を確認できる資料	☐
			4. 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	☐
			5. 利用者に対し交付した緊急時等における対応方法を記載した文書	☐
			〔人材要件〕1及び2並びに3又は4	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)(届出日が属する月の前月実績)	☐
			2. 資格証・修了証(介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修課程、1級課程、看護師)	☐
			3. サービス提供責任者経歴書(参考様式2)	☐
			4. 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士等の占める割合が確認できる資料(前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3か月の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出)	☐
				※3又は4のいずれか一方
	4 加算Ⅲ	別紙9	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)	☐
			別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	
			〔体制要件〕	
			1. 訪問介護員・サービス提供責任者の研修計画	☐
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	☐
			3. サービス提供責任者と訪問介護員等の情報伝達及び報告の体制を確認できる資料	☐
			4. 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	☐
			5. 利用者に対し交付した緊急時等における対応方法を記載した文書	☐
			〔人材要件〕	
			1. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)(届出日が属する月の前月実績)	☐
			2. 資格証・修了証(介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修課程、1級課程、看護師)	☐
			3. サービス提供責任者経歴書(参考様式2)	☐
			4. 訪問介護員等の勤続年数が確認できる資料	☐
			〔重度要介護者等対応要件〕	
			1. 前年度(3月を除く)又は届出日の属する月の前3か月の利用者のうち、要介護4及び5(加算4.の場合は要介護3、4及び5)、認知症日常生活自立度3.以上、たんの吸引等の必要な利用者の占める割合が確認できる資料	☐
			2. たんの吸引等が必要な者を計上する場合は、登録喀痰吸引等事業者(登録特定事業者)であることを証明する書類(県の登録通知等)の写し	☐
			※1及び2を要件とする場合、別紙9-3 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))を提出すること。	☐
			3. 看取り期の利用者の対応実績が確認できる資料	☐
			〔体制要件〕 ※〔重度要介護者等対応要件〕 3を選択した場合のみ必要	
			6. 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制が確認できる書類	☐
			7. 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていることが確認できる書類	☐
			8. 看取りに関する対応方針について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しの実施が行われていることが確認できる書類	☐
			9. 看取りに関する職員研修の実施が確認できる書類	☐

11 訪問介護／A2 【総合事業】訪問型サービス

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
特定事業所加算(V以外)	5 加算IV	別紙9	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所) 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			〔体制要件〕	
			1. 訪問介護員・サービス提供責任者の研修計画	□
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	□
			3. サービス提供責任者と訪問介護員等の情報伝達及び報告の体制を確認できる資料	□
			4. 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	□
			5. 利用者に対し交付した緊急時等における対応方法を記載した文書	□
			〔人材要件〕	
			1. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)(届出日が属する月の前月実績)	□
			2. 資格証・修了証(介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修課程、1級課程、看護師)	□
特定事業所加算V	2 あり	別紙9-2	特定事業所加算(V)に係る届出書(訪問介護事業所) 別紙に記載した要件を満たすことが確認できる次の書類	□
			〔体制要件〕	
			1. 訪問介護員・サービス提供責任者の研修計画	□
			2. 会議の定期的(月1回以上)な開催を確認できる資料(開催計画、議事録等)	□
			3. サービス提供責任者と訪問介護員等の情報伝達及び報告の体制を確認できる資料	□
			4. 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施が確認できる書類	□
			5. 利用者に対し交付した緊急時等における対応方法を記載した文書	□
			〔中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供状況〕	
			1. 前年度又は前3か月の中山間地域等に居住する者へのサービス提供人数が確認できる資料	□
			2. 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていることが確認できる資料	□
共生型サービスの提供 (居宅介護事業所・重度訪問介護事業所)	2 あり		添付書類なし ※別途、障害福祉サービスにおける共生型サービス事業所としての指定を受けていることが必要。	—
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供)	2 該当		添付書類なし	—
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))	2 該当		添付書類なし	—
同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)	2 該当	別紙10	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書	□
特別地域加算	2 あり		添付書類なし 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合算定可能です。盛岡市内においては、振興山村地域(山村振興法指定地域)である旧築川村、旧玉山村(現在の盛岡市役所玉山出張所が所管する地域)、旧藪川村であった地域が該当します。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	2 該当		添付書類なし (盛岡市全域が豪雪地域であるため、市内に所在する事業所においては本要件を必ず満たします。) ※中山間地域等における小規模事業所加算を算定するためには、「規模に関する状況」の要件を合わせて満たす必要があります。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	2 該当		前年度(3月を除く)又は直近の3か月(前年度の実績が6か月に満たない事業所等の場合)の一月あたりの平均延訪問回数が確認できる資料 【訪問介護 平均延訪問回数が200回以下／月】	□
口腔連携強化加算	2 あり	別紙11	口腔連携強化加算に関する届出書 次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	□
			診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を取り決めた文書等	△

11 訪問介護／A2 【総合事業】訪問型サービス

【要否欄凡例】
□…体制届と同時に提出が必要
△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が必要

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
認知症専門ケア加算	2 加算Ⅰ	別紙12	認知症専門ケア加算に係る届出書	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活日常自立度ランクⅡ以上の入所者の割合が確認できる資料	△
			2. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7)	△
	3 加算Ⅱ		3. 認知症介護に係る専門的な研修の終了証の写し	△
			4. 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していることが確認できる書類	△
介護職員等処遇改善加算	1 なし 以外	別紙12	認知症専門ケア加算に係る届出書	□
			次の書類は届出時の提出は不要ですが、届出後、盛岡市が求めた場合に、速やかに提出できるよう準備が必要です。	
			1. 届出日の属する月の前3か月の各月末時点の日常生活日常自立度ランクⅢ以上の入所者の割合が確認できる資料	△
			2. 従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表(別紙7)	△
			3. 認知症介護に係る専門的な研修の終了証の写し	△
			4. 従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していることが確認できる書類	△
			5. 従事者ごとの認知症ケアに関する個別計画及び研修の実施が確認できる書類又は研修計画	△
			6. 認知症介護の指導に係る専門的な研修の終了証の写し	△
介護職員等処遇改善加算	1 なし 以外		別途、運営法人ごとに処遇改善加算計画書、実績報告書を所定の時期に提出する必要があります。	
			加算を取得する事業所の追加または区分の変更等については、別途処遇改善加算計画の変更届が必要です。	